

第4章 居住系サービス

1 療養介護

(1) サービス内容

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要する者につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。

(2) 対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次のア又はイのいずれかに該当する者。

ア 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分6の者。

イ 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分5以上の者。

(3) 標準支給量

当該月における日数

2 施設入所支援

(1) サービス内容

施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

(2) 対象者

ア 生活介護を受けている者であって、障害支援区分4(50歳以上の者にあっては障害支援区分3)以上である者。

イ 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援(以下このイにおいて「訓練等」という。)を受けている者であって、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者。

ウ 生活介護を受けている者であって、障害支援区分4(50歳以上の場合は障害支援区分3)より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路を経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた者。

エ 就労継続支援B型を利用している者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路を経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた者。

- (3) 標準支給量
当該月における日数

3 宿泊型自立訓練

- (1) サービス内容
居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
- (2) 対象者
地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者のうち、日中一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な者。
- (3) 標準支給量
当該月における日数
- (4) 標準利用期間
2年間（長期間入院していた又はこれに類する事由がある場合は3年間）

4 共同生活援助

- (1) サービス内容
障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。
- (2) 対象者
障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）
- (3) 標準支給量
当該月における日数（体験利用の場合は当該月における日数を1回あたりの上限とし、年50日以内とする。）
- (4) 共同生活援助の運用について
 - ア 共同生活援助の利用に際しては、必ずしも障害支援区分の認定手続きを受ける必要はないが、次の(イ)及び(イ)の場合においては、障害支援区分の認定手続きを要するものとする。なお、認定結果のみによってサービス利用の可否が判断されるものではない。
 - (イ) 指定共同生活援助事業所を利用する場合において、入浴、排泄又は食事等の支援を受ける必要があると市が判断した場合。
 - (イ) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を利用する場合。
 - イ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を利用する場合において、受託居宅介護サービスを利用する場合の取扱いについては、次の

(ア)及び(イ)のとおりである。

(ア) 対象者

障害支援区分2以上に該当する者。

(イ) 標準支給量

【区分2】 150分/月

【区分3】 600分/月

【区分4】 900分/月

【区分5】 1,300分/月

【区分6】 1,900分/月

ウ サテライト型住居については、地域において単身等で生活したいという明確な目的意識を持った障害者の利用期間の長期化を回避する観点から、原則として3年の間に一般住宅等へ移行できるよう計画的な支援を行うものとしている。そのため、利用開始から3年を超えての利用を希望する場合は、審査会に意見を聴いたうえで、引き続き利用することにより単身生活への移行が見込まれると市が判断した場合は、継続して利用することができる。